

監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書265 内部統制の不備に関するコミュニケーション 2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第11号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 重要な不備》(第5項(2)及び第7項参照) (省 略) A9. <u>公に取引されている事業体等</u>の監査に関して、監査人は、監査の過程で識別した法令により求められている内部統制の不備を、監査役等又は他の関係する者(例えば、規制当局)に報告することが必要な場合がある。法令が、それらの不備について特定の用語と定義を規定し、報告することを監査人に求めている場合、監査人は、法令に従った報告の実施においては、当該用語と定義を用いることになる。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略)	監査基準報告書265 内部統制の不備に関するコミュニケーション 2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2018年10月19日 改正 2019年6月12日 改正 2021年6月8日 改正 2021年8月19日 最終改正 2022年10月13日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第11号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《2. 重要な不備》(第5項(2)及び第7項参照) (省 略) A9. <u>上場企業等</u>の監査に関して、監査人は、監査の過程で識別した法令により求められている内部統制の不備を、監査役等又は他の関係する者(例えば、規制当局)に報告することが必要な場合がある。法令が、それらの不備について特定の用語と定義を規定し、報告することを監査人に求めている場合、監査人は、法令に従った報告の実施においては、当該用語と定義を用いることになる。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略)

改正案	現 行
・ 本報告書（ 年 月 日）は、2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。 (省 略) 以 上	(新 設) (省 略) 以 上

以 上